

高齢者虐待防止 指針

1. 基本的な考え方

- 高齢者虐待は人権侵害であり、決して許されるものではない。
- 高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳と権利を守ることを最優先とする。
- 虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を徹底し、安心・安全な生活環境を提供する。
- ケアヴィラ伊丹及びケアホーム伊丹の両事業において共通するものとする。

2. 虐待防止委員会の設置

- 「事故身体安全虐待防止委員会」を設置し、年 3 回以上開催。
- 委員会の構成: 管理者、介護職員、看護職員、生活相談員、ケアマネジャー等。
- 委員会の役割:
 - 虐待防止の方針・マニュアルの整備
 - 職員への周知と啓発
 - 虐待事案の検証と再発防止策の策定
 - 職員のメンタルヘルス支援

3. 虐待の類型と理解

以下の 5 類型を正しく理解し、いずれも行わないことを徹底する。

- 身体的虐待: 暴力的行為、過剰な拘束など
- 介護・世話の放棄・放任: 必要な介護を怠ること
- 心理的虐待: 暴言、無視、威圧的な態度など
- 性的虐待: わいせつな行為や言動
- 経済的虐待: 財産の不当な使用や搾取

4. 職員研修の実施

- 年 2 回以上の定期研修を法定研修として実施。1 年を半期に別けてオンデマンドで実施する。また委員は必要に応じ個別に実施する。

- 新規採用者には入職時に必ず研修を実施。基本的には入職時に書面を基に研修する。
- 研修内容：
 - 高齢者虐待防止法の理解
 - 虐待の種類と事例
 - 早期発見・報告の手順
 - 再発防止策の共有

5. 虐待発生時の対応

- 虐待が疑われる場合は速やかに市町村へ報告。
- 事実確認を行い、必要に応じて警察等の関係機関と連携。
- 虐待者が職員であった場合は、役職に関係なく厳正に対処。
- 再発防止策を委員会で検討し、全職員に周知。

6. 相談・報告体制の整備

- 職員が安心して報告できる体制を整備。
- 苦情相談窓口を設置し、相談者の権利保護に配慮。
- 虐待の事実確認と対応は、時系列で記録・保存。

7. 利用者・家族への情報提供

- 本指針は施設内で閲覧可能とし、必要に応じて説明を行う。
- ホームページ等で公表し、透明性を確保する。

令和6年4月1日 介護医療院 ケアヴィラ伊丹